

平成28年熊本地震における 主任児童委員による要配慮者支援 ～熊本市内における災害対応・支援活動の実態～

加藤 壮一郎

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：主任児童委員、要配慮者（子ども）への災害対応・支援活動、災害指針

1 研究の目的と背景

本稿では、平成28年熊本地震（以下、熊本地震という。）における熊本市内の主任児童委員¹による要配慮者への災害対応・支援の実態について分析する。

加藤（2018）は、熊本地震における要配慮者支援について、被害規模の大きかった熊本市東区を対象地として、災害時要援護者を含む要配慮者²の安否確認や、水・物資等の配布、災害支援の関係機関との連携で民生委員・児童委員³（以下、民生委員という。）が重要な役割を担っていたことを明らかにした。また主任児童委員の中に、乳幼児等をもつ親の支援、小学校区内における民生委員間の連絡調整や指定避難所の運営等で積極的な災害対応・支援活動に取り組んだ事例も確認できた。これらの事例からは、今後の災害対応・支援活動における地域関係者の役割について示唆するところは少なくない。また先行研究等では民生委員の災害対応・支援活動に関わる調査や論考が散見されるが、主任児童委員に注目した本格的な調査研究には乏しい。ややもすると後回しにされがちな乳幼児・子どもへの災害支援活動のあり方についての検討は大きな課題といえよう。

本稿では、地域社会における児童福祉の担い手である主任児童委員に注目し、熊本地震における主に子どもに対する災害対応・支援活動の実態について検証し、災害後の応急復旧期における子ども支援についての対策に資する知見の一端を得ることを目的とする。

2 主任児童委員の概要

2.1 主任児童委員制度設立の経緯と経過

1947（昭和22）年の児童福祉法施行以後、地域における乳幼児及び児童福祉の増進のため民生委員と兼任で児童委員

が設置された。しかし、1990年代に入ると出生率の低下、都市化や核家族化の進行による育児不安などが社会的問題となった。この時期の状況について、安斉（2001）は、「児童問題に対するアプローチの難しさと老人福祉における在宅支援などの活動量の増大などで、なかなか児童委員活動の活性化が進まず、地域で児童問題が発生する度にマスコミから児童委員活動のあり方について批判的となりがちであった。」と説明している。

これらの問題を踏まえて、1992（平成4）年に全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連という。）によって、「児童委員問題研究会」が立ち上げられ、同年に中間報告がまとめられた。中間報告では、「児童福祉機関と児童委員の窓口となり、また児童委員活動のリーダー役となる委員（仮称、主任児童委員）を各法定単位民生委員児童委員協議会⁴（以下、単位民児協という。）に配置するものとする。」と初めて主任児童委員の設置が提案された。その後、厚生省によって検討された結果、1993（平成5）年3月に「主任児童委員の設置について」が通知され、翌年の1994（平成6）年に全国で13,713人（当時）の主任児童委員が配置された（安斉, 2001）。子どもや子育てに関わる支援を専門として、民生委員のように特定の担当地域を持たず、彼らと連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組む。定数は各単位民児協の規模に応じて定められ、全国で140,557人が在任している（平成29年3月末日時点）。

2.2 熊本市における主任児童委員の活動状況

熊本市では、小学校区毎に（複数の校区も含めて）構成される校区民児協（単位民児協）が70か所設置されている。主任児童委員は小学校区に1人以上配置され校区民児協毎の定数に沿って配置されている。市内の主任児童委員の年

年齢要件は 65 歳未満で、委員の定数は 153 人となっている⁵。月一回の校区民児協の定例会議を通して、構成する主任児童委員や民生委員と情報共有を図っている。活動としては、地域の子育て世帯の見守りや行政や保健師と協力しながら保健や医療等に関わる相談・支援や、また主に熊本市社会福祉協議会等が主催する、乳幼児を育てる親を対象とした「子育てサロン」活動等の運営に協力している。また校区によっては各地域の子育て支援センター、保育園、乳幼児を持つ母親、民生委員、地域住民等で構成される子育て支援ネットワーク活動にも参画している。

3 先行研究の整理と分析枠組

3.1 先行研究の整理

全民児連は、2013（平成 25）年に「東日本大震災地における主任児童委員の活動状況の調査」を岩手県、宮城県、福島県全域で実施している（アンケート対象者数 964 名、有効回答数 478 件、ヒアリング対象者数 18 名）。発災直後、避難所設置期（発災翌日～平成 23 年秋）、仮設住宅移行後（平成 23 年秋～発災 1 年後）を対象期間として分別している。その調査結果では、発災直後、4 割近くの委員が活動できずに、その後も避難所活動や物資配布等で活動があったものの子ども支援活動の実績は少なく、仮設住宅移行後に、通常活動が再開された傾向にあったという。また在宅避難者支援も情報が乏しかったため、特に沿岸部で委員の半数以上で活動がなかった。今後の課題として、地域外からの避難世帯への対応、平時からの災害の備え、震災遺児への心のケア、社会的支援の充実があげられている（全民児連、2016）。

加藤（2018）は、熊本市東区の民生委員の要配慮者支援の実態を通して、同区の主任児童委員が子ども支援のみならず、町内活動に縛られずに小学校区全体の連絡調整や関係機関との連携、避難所運営の中心的役割、在宅避難者の支援を担う事例などを確認し、災害時における積極的な役割を担う潜在的可能性を示唆した⁶。なお当研究では、乳幼児を持つ親が周囲の配慮から避難所を避け県外への避難や車中泊等が多かったこと、主任児童委員が地域のスポーツ施設に対して、子どもの野外活動のための開放を求めたが理解が得られなかった事例等も確認している。

以上の先行研究からは災害の性質、規模、該当範囲等で対応方法や支援活動に違いがありながらも、災害直後からの応急復旧期を通して、子どもへの支援の優先度が低くなる傾向があったことが確認されている。

3.2 分析枠組

本稿では、加藤（2018）で示した分析枠組に依拠しながら、前節の先行研究の整理から抽出された課題についても分析枠組に取り込み、以下の 3 つの分析視点から 7 つの指標を抽出し、更に 20 の指数を設定した（図 1）。

1 つ目の分析視点は、「要配慮者への災害対応」である。過去の災害事例からは主任児童委員に着目した災害対応・支援に関わる本格的な調査研究が乏しいため、彼らを主体とする「子ども支援活動」を指標①とした。指数として、子ども支援活動の実施率（①）、また災害時における子ども支援が後回しになる傾向が確認されていることから子ども支援活動の遅延（②）、また通常活動との区別を明瞭にするため主任児童委員活動の通常活動の再開（③）を設定した。また校区民児協による事前の防災活動の有無またはその内容が災害対応・支援活動に影響を与えていたことから（加藤 2018）、事前の防災活動の実施率（④）も追加した。

加えて熊本市の災害時要援護者名簿では乳幼児を含む親等の登録がないため主任児童委員は名簿情報を把握していないながらも、日常的に関係性のある母子等への支援が見られたことや（加藤、2018）、過去の災害事例等での研究との比較可能性を担保する意味からも災害時要援護者制度で規定されている「支援活動の 3 類型」を指標②として設定した⁷。指数は、安否確認の実施率（①）、避難誘導等の実施率（②）、情報伝達の実施率（③）を設定した。

2 つ目の分析視点は、「要配慮者等への生活支援」である。直接的な災害対応のみならず、指標③「避難所活動」、指標④「水・物資等の配布」、指標⑤「その他の生活支援」を設定した。指標③では、避難所活動への活動参加率（①）、活動内容（②）を、指標④では、水・物資等の配布実施率（①）、配布対象者、配布品目（③）、配布拠点（④）、配布期間（⑤）を、指標⑤では、その他の生活支援の活動実施率（①）、活動内容（②）を指数とした。

3 つ目の分析視点は、「災害支援活動における媒介的役割」である。加藤（2018）でも熊本市東区の主任児童委員の町内自治会や多くの関係機関との連携が確認されており、市全域の主任児童委員についても同様に、指標⑥「民生委員との連携」を設定し、民生委員との連携率（①）、連携範囲（②）を指数とした。同様に指標⑦「関係機関との連携」を設定し、関係機関との連携率（①）、連携先（②）を指数として検証する。

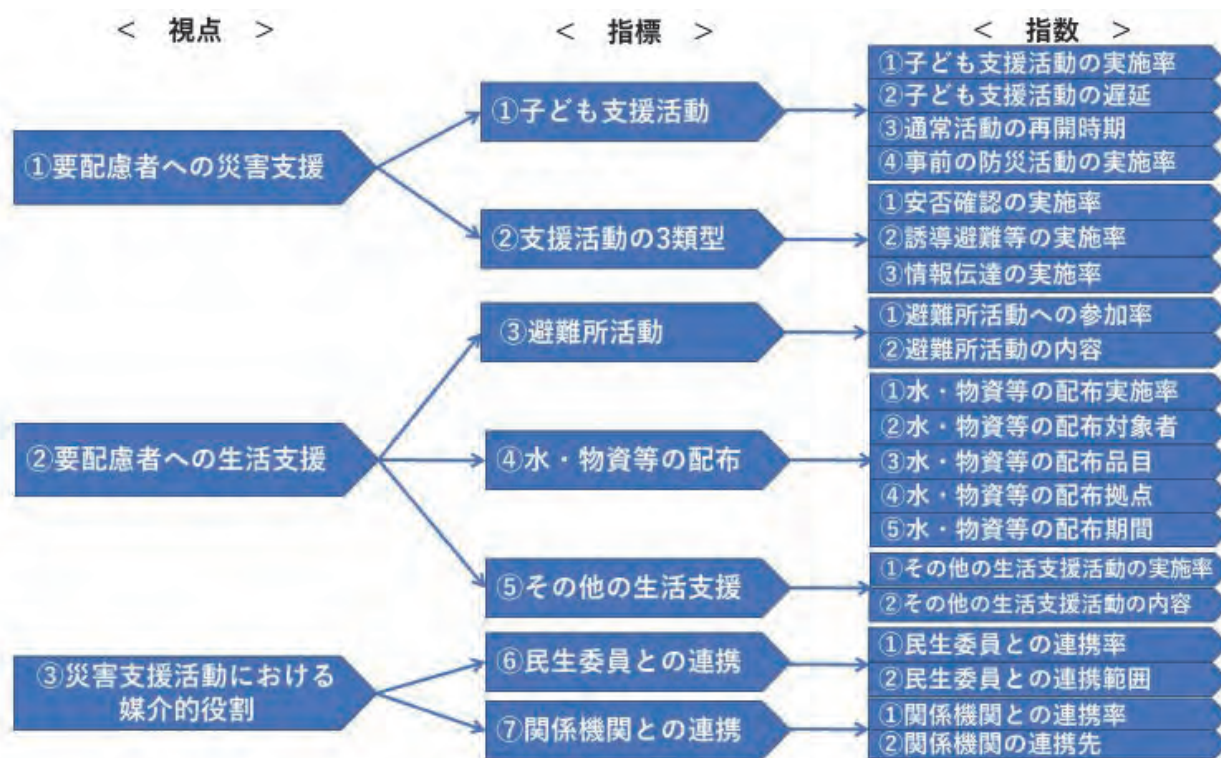


図1 分析枠組 (分析項目の視点・指標・指数)

4 研究方法

4.1 調査方法

平成30年9月1日時点で熊本地震時に在任していた熊本市内の主任児童委員92名（女性89名、男性3名）を調査対象者として、アンケート調査を実施した⁸。アンケートは、平成30（2018）年9月7日に実施された熊本市主任児童委員研修会（原則、市内在任者全員出席）にて配布した。

4.2 調査内容と調査対象期間

調査内容について、分析枠組（表1）で示した指標、指数に沿ってアンケート調査の質問項目を設計した⁹。調査対象期間は、発災時（平成28年4月14日夜）から主任児童委員活動が通常活動に戻るまでの期間（概ね5月の連休明け）を中心として、発災時以前の通常活動、通常活動回復後の活動状況に大別して質問項目を構成した。

4.3 有効回答者内訳

有効回答者数は、65名（女性64名、男性1名）で、有効回答率は調査対象者（92名）に対して70.7%となった（表1）。なお、有効回答者と調査対象者の総計での平均年齢（熊本地震発災時の満年齢）にはほぼ相違はみられず、同様に平均経験月数（熊本地震発災時の経験月数）でも2か月ほどの相違となっている。

表1 有効回答者内訳

内訳		女性	男性	総計
有効回答者	有効回答者数	64	1	65
	有効回答率	71.9%	33.3%	70.7%
平均年齢	有効回答者（N=65）	54.7	39.0	54.5
	調査対象者（N=92）	54.7	53.7	54.6
平均経験月数	有効回答者（N=65）	56.0	39.0	55.8
	調査対象者（N=92）	56.3	98.3	57.7

5 熊本地震における主任児童委員の要配慮者支援

5.1 要配慮者への災害支援

本節では、指標①「子ども支援活動」（5.1.1）、指標②「支援活動の3類型」（5.1.2）から抽出した指数に則して調査結果を集約する。

5.1.1 子ども支援活動

本項では、指数①「子ども支援活動の実施率」、②「子ども支援活動の遅延」、③「通常活動の再開時期」、④「事前の防災活動の実施率」について、調査結果を集約する。

①子ども支援活動の実施率

子ども支援活動の実施について、「実施」が 44 人 (68%)、「なし」が 21 人 (32%) となっている。平均年齢では、「実施」が 55.1 歳と「なし」より 1.9 歳ほど高く、平均経験年数では、「実施」が 4 年 8 ヶ月と「なし」より 2 ヶ月長い (表 2-1)。

子ども支援活動の内容では、「実践活動」と「相談活動」と大別され、実施者 (44 人) の内、「実践活動」が 40 人 (91%)、「相談活動」が 16 人 (36%) となっている。平均年齢では「相談活動」が 55.1 歳と「実践活動」より 0.2 歳高く、平均経験年数では「相談活動」が 6 年 9 ヶ月と「実践活動」より 2 年 1 ヶ月長い (表 2-2)。

実践活動の内容について、実施者 40 人の内、「必要物資の配布」が 27 人 (68%)、「地域防災活動・教育」が 15 人 (38%)、「避難所での支援活動 (遊びやスポーツ活動等)」が 6 人 (16%)、「ライン (LINE) グループ結成」が 4 人 (10%)、「絵本の読み聞かせ」が 3 人 (8%)、「その他」が 2 人 (5%) となっている。また災害時の乳幼児をもつ親等への相談活動における相談内容について、実施者 16 人の内、「余震等の不安」が 6 人 (38%)、「物資関連」が 5 人 (31%)、「避難先での問題」が 3 人 (19%)、「その他」が 2 人 (13%) となっている (図 2-1)。

相談活動の内容について、実施者 (16 人) の内、「余震等の不安」が 6 人 (38%)、「物資関連」が 5 人 (31%)、「避難先での問題」が 3 人 (19%)、「その他」が 2 人 (13%) となっている (図 2-2)。

表 2-1 子ども支援活動の実施率

実施状況	実施		なし	
	N	%	N	%
人数 (N=65)	44	68%	21	32%
平均年齢	55.1 歳		53.2 歳	
平均経験年数	4 年 8 ヶ月		4 年 6 ヶ月	

表 2-2 子ども支援活動の内容

実施状況	実践活動		相談活動	
	N	%	N	%
人数 (N=44)	40	91%	16	36%
平均年齢	54.9 歳		55.1 歳	
平均経験年数	4 年 8 ヶ月		6 年 9 ヶ月	

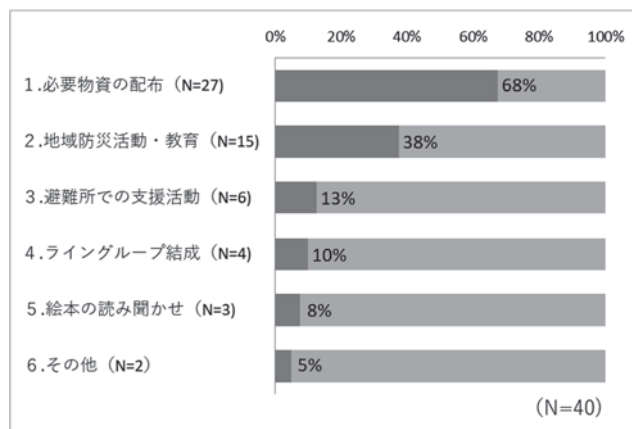


図 2-1 実践活動の内容

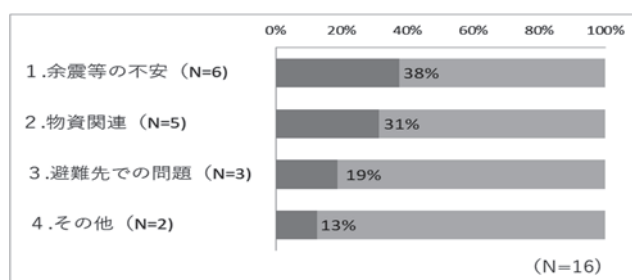


図 2-2 相談活動の内容

②子ども支援活動の遅延

子ども支援活動の遅延について、「あった」が 31 人 (48%)、「なし」が 34 人 (52%) となっている (表 3)。平均年齢では「あった」が 55.4 歳と「なし」より 1.8 歳高く、平均経験年数では「あった」が 5 年 8 ヶ月と「なし」より 2 年 2 ヶ月長かった。

表 3 子ども支援活動の遅延

子ども支援活動の遅延	あった		なし	
	N	%	N	%
人数 (N=65)	31	48%	34	52%
平均年齢	55.4 歳		53.6 歳	
平均経験年数	5 年 8 ヶ月		3 年 6 ヶ月	

遅延理由について、「あった」と答えた 31 人の内、「支援物資関連」が 16 人 (52%) で、内訳は、支援物資の所在等の物資情報の欠如 (7 人)、おむつなどの乳幼児向けの必要物資の欠如 (6 人)、配布方法に不公平感や不憫を感じた等の配布方法の不備 (3 人) となっている。「避難所に関わる問題」と回答したのが 15 人 (48%) で、内訳は、他の避難

者に遠慮して子どもが避難しなかった等の避難所での子どもの不在(10人)、子どもの避難スペースを確保が出来ない等の避難所対応の不備(5人)となっている。他に学校の校庭や地域コミュニティセンターなど通常の子ども支援活動の場所が避難所となってしまうため使用できなかったとする「活動場所の欠如」が6人(19%)、家庭等の事情で動けなかった「家庭等の問題」が2人(6%)、乳幼児等の要配慮者を扱う「名簿がない」が2人(6%)、「地域連携の欠如」が2人(6%)、サークル活動への「参加者が不在」が1人(3%)となっている(図3)。

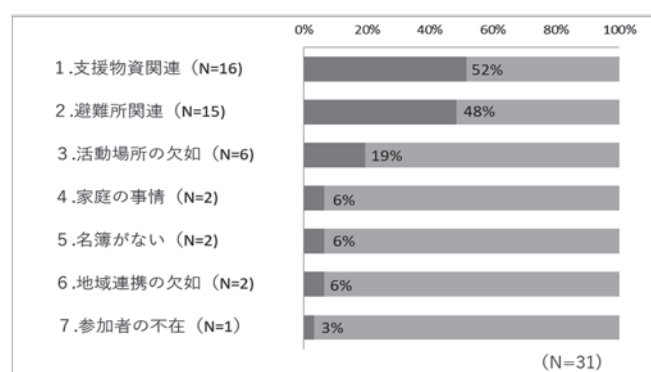


図3 子ども支援活動の遅延理由

③通常活動の再開時期

通常活動の再開時期について、「4月14日～20日」が6人(9%)、「4月21日から5月9日」が7人(11%)、「5月10日以降」が49人(75%)、「不明」が3人(5%)となっている(図4)。

再開時期の活動内容について、回答者(57人)の内、再開期間を通して「子育てサークル活動」が41人(72%)と最も多く、親子訪問などの「乳幼児支援」が9人(16%)、会議他が7人(12%)となっている。再開時期と活動内容の項目で最も多かったのは、5月9日以降の「子育てサークル活動」が36人(63%)となっている(表4)。

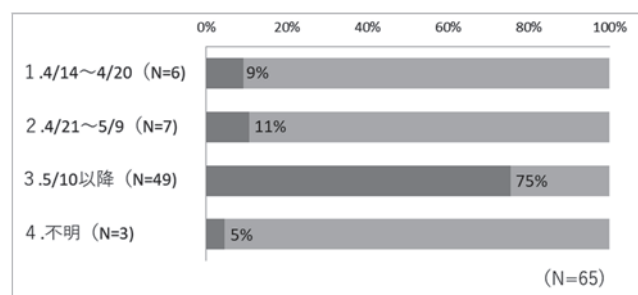


図4 通常活動の再開時期

表4 再開時期の活動内容

再開時期の活動内容 (N=57)	子育てサークル		乳幼児支援		会議他	
	N	%	N	%	N	%
4/14～20	0	0%	3	5%	3	5%
4/21～5/8	5	9%	1	2%	1	2%
5/9以降	36	63%	5	9%	3	5%
合計	41	72%	9	16%	7	12%

④事前の防災活動の実施率

事前の防災活動について、「実施」が21人(32%)、「なし」が41人(68%)となっている(表5-1)。平均年齢では「なし」が55.0歳と「実施」より1.5歳高く、平均経験年数では「実施」が5年1ヶ月と「なし」より8ヶ月長い。

活動内容について、実施者(21人)の内、校区内の自治会等での防災活動が11人(52%)、校区民児協での活動が6人(29%)、地域ハザードマップ作成が3人(10%)、その他が2人(14%)と続いている(図5-1)。

表5-1 事前の防災活動の実施率

実施状況	実施		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	21	32%	44	68%
平均年齢	53.5歳		55.0歳	
平均経験年数	5年1ヶ月		4年5ヶ月	

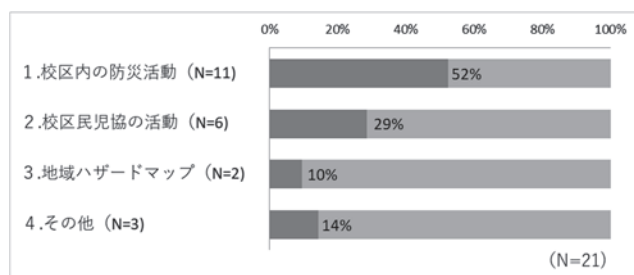


図5-1 事前の防災活動の内容

事前の防災活動に付随して、「災害対応マニュアルの必要性」について、「ある」が62人(95%)とほぼ全員が答えている(表5-2)。その理由については、回答者62人の内、「(災害時の)動き方がわかる」、「(熊本地震発災時に)動き方がわからなかった」を合わせた「災害時における動き方」が、40人(65%)で、主任児童委員としての災害対応の動き方に戸惑っていたことが窺える(図4-2)。他に

「安心・落ち着く」が6人(10%)、「地域版が必要」が3人(5%)、「その他」が2人(3%)「無回答」が11人(18%)となっている。またその必要性を認めながらも強要しない範囲での記述を求める意見も少数あった(N=2)。このことから、主任児童委員が災害対応や支援の場面における動き方については周知されていなかったことが窺える。なお、本アンケートで「マニュアル」という言葉を使用したのは、回答者への分かりやすさを優先させたためであったことを付記する。

表 5-2 災害対応マニュアルの必要性

マニュアルの必要性	ある		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	62	95%	3	5%
平均年齢	54.3歳		57.6歳	
平均経験年数	4年8ヶ月		3年3ヶ月	

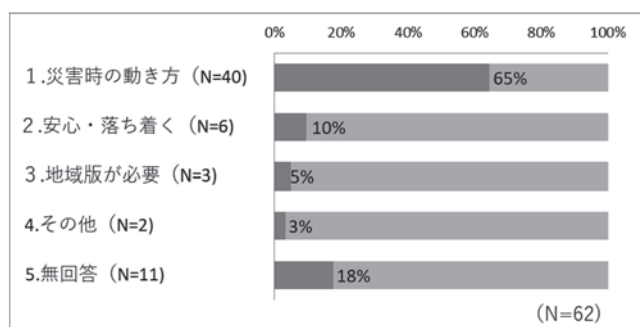


図 5-2 災害対応マニュアルの必要理由

5.1.2 支援活動の3類型

本項では、指数①「安否確認の実施率」、②「避難誘導等の実施率」、③「情報伝達の実施率」の調査結果を集約する。

①安否確認の実施率

安否確認の実施について、「実施」が31人(48%)、「なし」が34人(52%)となっている(表6-1)。平均年齢では「実施」が56.1歳と「なし」より3歳高く、平均経験年数では「実施」が5年3ヶ月と「なし」より1年3ヶ月長い。

安否確認の対象者について、実施者(31人)の内、乳幼児関係者が25人(81%)、その他の高齢者等が8人(26%)で、確認日時は、前震時が5人(16%)、本震当日が4人(13%)、本震翌日後が24人(77%)となっている(表6-2)。

表 6-1 安否確認の実施率

実施状況	実施		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	31	48%	34	52%
平均年齢	56.1歳		53.1歳	
平均経験年数	5年3ヶ月		4年0ヶ月	

表 6-2 安否確認の内訳

内訳	詳細	人数(N=31)	
対象者	乳幼児関係	25	81%
	高齢者他	8	26%
確認日時	前震	5	16%
	本震当日	4	13%
	本震翌日後	24	77%

②避難誘導等の実施率

避難誘導等の実施について、「実施」が16人(25%)、「なし」が49人(75%)となっている(表7-1)。平均年齢では「なし」が54.5歳と「実施」より0.1歳高く、平均経験年数では、「実施」が5年4ヶ月と「なし」より11ヶ月長い。

避難誘導等の対象者について、実施者(16人)の内、「高齢者」が9人(56%)、「地域住民」が5人(31%)、「乳幼児関係者」が2人(13%)、「障がい者」が2人(13%)、「親戚」が1人(6%)と続いている。

避難日時について、前震時が3人(19%)、本震時が10人(63%)、本震翌日後が5人(31%)となっている。

避難場所について、地域公民館などの「地域施設」が8人(50%)、「指定避難所」が5人(31%)、「公園・駐車場」が2人(13%)と続いている。避難手段は、徒歩が9人(56%)、車が8人(50%)であった(表7-2)。

表 7-1 避難誘導等の実施率

実施状況	実施		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	16	25%	49	75%
平均年齢	54.4歳		54.5歳	
平均経験年数	5年4ヶ月		4年5ヶ月	

表 7-2 避難誘導等の内訳

内訳	詳細	人数(N=16)	
対象者	高齢者	9	56%
	地域住民	5	31%
	乳幼児関係	2	13%
	障がい者	2	13%
	親戚	1	6%
避難日時	前震時	3	19%
	本震時	10	63%
	本震翌日後	5	31%
避難場所	地域施設	8	50%
	指定避難所	5	31%
	公園・駐車場	2	13%
	自宅	1	6%
避難手段	徒歩	9	56%
	車	8	50%

③情報伝達の実施率

情報伝達について、「実施」が39人(60%)、「なし」が26人(40%)となっている。平均年齢では「実施」が54.7歳と「なし」より0.5歳高く、平均経験年数では「実施」が5年4ヶ月と「なし」より1年10ヶ月長い(表8)。

情報伝達の内容について、実施者(39人)の内、「物資関連情報」が34人(87%)、「避難関連情報」が15人(38%)、「乳幼児支援関連情報」が5人(13%)、「その他」が4人(10%)となっている(図6)。

表 8 情報伝達の実施率

実施状況	実施		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	39	60%	26	40%
平均年齢	54.7歳		54.2歳	
平均経験年数	5年4ヶ月		3年6ヶ月	

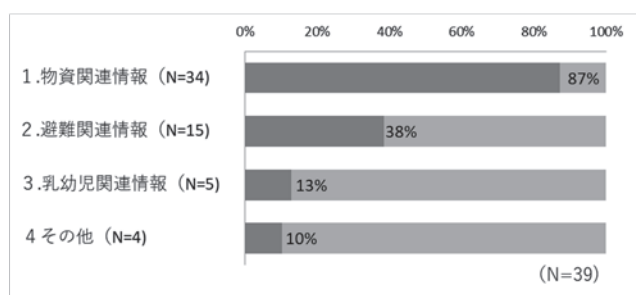


図 6 情報伝達の内訳

5.2 要配慮者への生活支援

本節では、指標③「避難所活動」(5.2.1)、指標④「水・物資等の配布」(5.2.2)、指標⑤「その他の生活支援」(5.2.3)から抽出した指数に則して、調査結果を集約する。

5.2.1 避難所活動

本節では、指数①「避難所活動への参加率」、②「避難所活動の内容」について調査結果を集約する。

①避難所活動への参加率

避難所活動への参加について、「参加」が38人(58%)、「なし」が27人(42%)となっている。平均年齢では「参加」が54.5歳と「なし」より0.1歳高く、平均経験年数では「参加」が5年0ヶ月と「なし」より1年長い(表9)。

表 9 避難所活動への参加率

参加状況	参加		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	38	58%	27	42%
平均年齢	54.5歳		54.4歳	
平均経験年数	5年0ヶ月		4年0ヶ月	

②避難所活動の参加内容

避難所活動の参加内容について、参加者(38人)の内、「炊き出し」が27人(71%)、「運営」が9人(24%)、「(避難所内における)安否確認」が7人(18%)、「物資配布」が4人(11%)、「トイレ掃除」が3人(8%)となっている(図7-1)。

活動避難所の性格について、「指定避難所」が29人(76%)、「地域公民館他」が6人(16%)、「不明」が3人(8%)、「都市公園」が1人(3%)となっている(図7-2)。

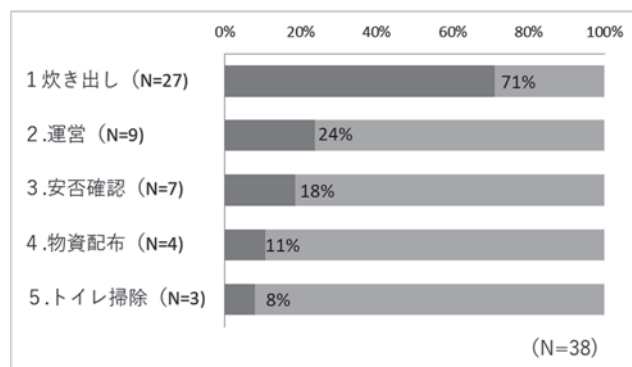


図 7-1 避難所活動の参加内容

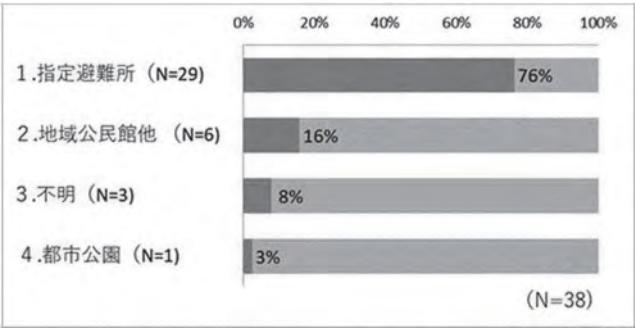


図 7-2 活動避難所の性格

5.2.2 水・物資等の配布

本項では、指数①「水・物資等の配布実施率」、②「水・物資等の配布対象者」、③「水・物資等の配布品目」、④「水・物資等の配布拠点」、⑤「水・物資等の配布期間」について調査結果を集約する。

①水・物資等の配布実施率

水・物資等の配布について、「実施」が35人（54%）、「なし」が30人（46%）となっている。平均年齢では、実施者が54.9歳と「なし」より0.9歳高く、平均経験年数では、「実施」が5年4ヶ月と「なし」より1年7ヶ月長い（表10-1）。

表 10-1 水・物資等の配布実施率

水・物資等の配布	実施		なし	
	N	%	N	%
人数 (N=65)	35	54%	30	46%
平均年齢	54.9歳		54.0歳	
平均経験年数	5年4ヶ月		3年9ヶ月	

②水・物資等の配布対象者

水・物資等の配布対象者について、実施者（35人）の内、「乳幼児」が22人（63%）、「地域住民」が18人（51%）、「高齢者」が10人（29%）、「その他」が4人（11%）となっている（図8-1）。

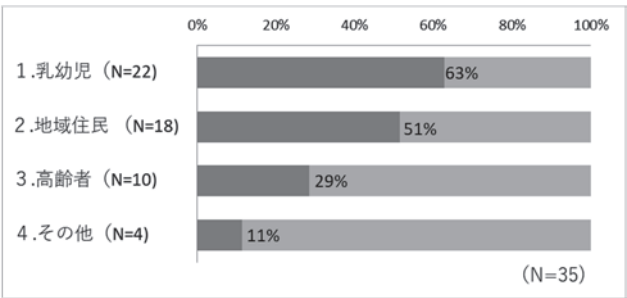


図 8-1 水・物資等の配布対象者

③水・物資等の配布品目

水・物資等の配布品目について、実施者（35人）の内、「水」が21人（60%）、「食料」が19人（54%）、「必要物資」が26人（74%）となっている。各品目の配布者の属性について、平均年齢で「水」が53.7歳、「食料」が54.3歳、「必要物資」が55.1歳、平均経験年数では「水」が4年6ヶ月、「食料」が5年0ヶ月、「必要物資」が5年6ヶ月となっている（表10-2）。

表 10-2 水・物資等の配布品目

実施状況	1.水		2.食料		3.必要物資	
	N	%	N	%	N	%
人数 (N=35)	21	60%	19	54%	26	74%
平均年齢	53.7歳		54.3歳		55.1歳	
平均経験年数	4年6ヶ月		5年0ヶ月		5年6ヶ月	

④水・物資等の配布拠点

水・物資等の配布拠点について、実施者（35人）の内、「指定避難所」が20人（57%）、「指定外避難所」が15人（43%）、「自宅」が6人（17%）となっている（図8-2）。図7-2で示したように活動避難所としての指定外避難所は少なかったが（N=6）、水・物資等の配布拠点として地域コミュニティセンター、寺院、保育園、幼稚園、地域公民館、老人憩いの家などの地域施設や自宅も含め使われていた。

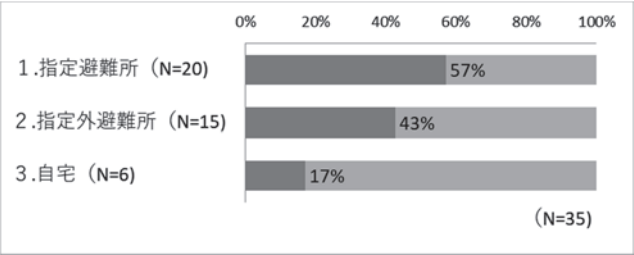


図 8-2 水・物資等の配布拠点

⑤水・物資等の配布期間

水・物資等の配布期間について、有効回答者¹⁰（22人）の内、配布開始時期は「4/14～4/16（前震時～本震当日）」が6人（27%）、「4/17～4/28」が15人（64%）、「4/29～5/7（連休期間）」が2人（9%）となり、配布終了時期は「4/17～4/28」が7人（32%）、「4/29～5/7（連休期間）」が7人（9%）、「5/8以降」が8人（36%）となっている（図8-3）。このことから、配布の開始時期は、地震後から

5月の連休前までの期間が約2/3を占め、終了時期は、5月連休期間からそれ以後が同じく2/3を占めている。なお5/8以降も引き続き配布された箇所では、主に必要物資が配布されていた。個々の配布期間の日数は、最短で2日間、最長で79日間で、22ヶ所の配布期間の平均日数は21.8日間となっている。

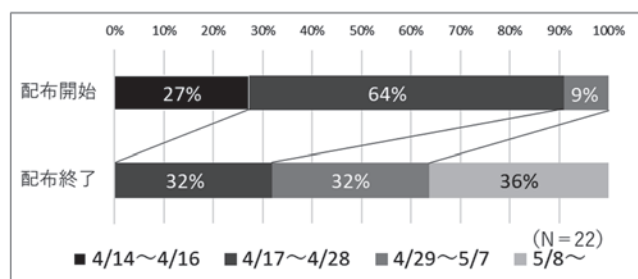


図8-3 水・物資等の配布期間

5.2.3 その他の生活支援

本項では、指数①「その他の生活支援活動の実施率」、②「その他の生活支援活動の内容」について調査結果を集約する。

①その他の生活支援活動の実施率

その他の生活支援活動について、「実施」が19人(29%)、「なし」が46人(71%)となっている。平均年齢では「実施」が55.6歳と「なし」より1.6歳高く、平均経験年数では、「なし」が4年9ヶ月と「実施」より5ヶ月長い(表11)。

表11 その他の生活支援活動の実施率

水・物資等の配布	実施		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	19	29%	46	71%
平均年齢	55.6歳		54.0歳	
平均経験年数	4年4ヶ月		4年9ヶ月	

②その他の生活支援活動の内容

その他の生活支援活動の内容について、実施者(19人)の内、「家屋内の片付け」が8人(42%)、「ブロック塀の片付け」が5人(26%)、「ゴミ置場の管理」が2人(11%)、「子どもの一時預り」が2人(11%)、個々の個別ケースに対応した「その他」が6人(32%)となっている(図9)。

家屋内やブロック塀の片付けが多いが、件数が少ないながらも個別のケースに対応した生活支援活動が展開されていたことが窺える。

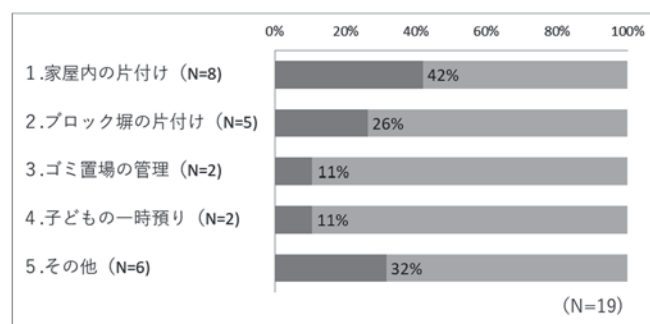


図9 その他の生活支援活動の内容

5.3 災害支援活動における媒介的役割

本節では、指標⑥「民生委員との連携」(5.3.1)、指標⑦「関係機関との連携」(5.3.2)から抽出した4つの指数に則して、調査結果を集約する。

5.3.1 民生委員との連携

本項では、指数①「民生委員との連携率」、②「民生委員との連携範囲」について調査結果を集約する。

①民生委員との連携率

民生委員との連携について、「連携」が44人(68%)、「なし」が21人(32%)となっている。平均年齢では「なし」が55.0歳と「連携」より0.8歳高く、平均経験年数では「なし」が4年10ヶ月と「連携」より4ヶ月長い(表12-1)。

表12-1 民生委員との連携率

民生委員との連携	連携		なし	
	N	%	N	%
人数(N=65)	44	68%	21	32%
平均年齢	54.2歳		55.0歳	
平均経験年数	4年6ヶ月		4年10ヶ月	

②民生委員との連携範囲

民生委員との連携範囲について、連携者(44人)の内、「同校区の主任児童委員」が23人(52%)、「校区民児協会長」が28人(64%)、「同町内の民生委員」が29人(66%)、「他校区の主任児童委員・民生委員」が12人(27%)となっている(図11-2)。

民生委員の連携範囲との連携者の属性の関係について、平均年齢の最長が「その他」の55.0歳で、最短が「校区民児協会長」の53.5歳で、その差異は1.5歳であった。平均経験年数で最長が「同校区の主任児童委員」の4年7ヶ月

で、最短が「校区民児協会長」の 4 年 2 ヶ月で、その差異は 5 ヶ月であった（表 12-2）。

表 12-2 民生委員との連携範囲

連携範囲	1.同校区の主任児童委員		2.校区民児協会長		3.同町内民生委員		4.他校区の主児・民生委員	
	N	%	N	%	N	%	N	%
人数 (N=44)	23	52%	28	64%	29	66%	12	27%
平均年齢	54.4 歳		53.5 歳		53.6 歳		55.0 歳	
平均経験年数	4 年 7 カ月		4 年 2 カ月		4 年 4 カ月		4 年 7 カ月	

5.3.2 関係機関との連携

本項では、指数①「関係機関との連携率」、②「関係機関の連携先」について、調査結果を集約する。

①関係機関との連携率

関係機関との連携について、「連携」が 41 人 (63%)、「なし」が 24 人 (37%) となっている。平均年齢では「連携」が 54.6 歳と「なし」より 0.2 歳高く、平均経験年数では「連携」が 5 年 3 ヶ月と「なし」よりも 1 年 9 ヶ月長い（表 13）。

表 13 関係機関との連携率

関係機関との連携	連携		なし	
	N	%	N	%
人数 (N=65)	41	63%	24	37%
平均年齢	54.6 歳		54.4 歳	
平均経験年数	5 年 3 ヶ月		3 年 6 ヶ月	

②関係機関の連携先

関係機関の連携先について、連携者 (41 人) の内、「町内自治会」が 27 人 (66%)、「地域団体」が 18 人 (44%)、「ボランティア」が 16 人 (39%)、「行政」が 16 人 (39%)、「保育・幼稚園」が 9 人 (22%)、「防災関係団体」が 5 人 (12%)、「その他」が 5 人 (12%) となっている（図 10）。

町内自治会との連携 (27 人) の内容は、炊き出し (8 人)、避難所活動と物資配布関連 (6 人)、子どもの見守り (2 人)、その他・不明 (8 人) となっている。

連携先の内訳では、地域団体 (18 人) で、校区社会福祉協議会 (7 人)、町内婦人会 (4 人)、小学校 PTA と青少年健全育成協議会 (3 人)、その他 (7 人) となっている。ボランティア (16 人) で、市ボランティアセンター (5 人)、

地域住民 (5 人)、県外ボランティア団体・有志 (4 人)、その他 (4 人) となっている。行政 (16 人) で、各区の保健子ども課 (9 人)、避難所担当者 (6 人)、東部環境工場 (2 人)、自衛隊 (2 人) となっている。

総じて 1 人あたり平均値にして 2.34 団体との連携があり、町内自治会を中心に多様な機関との連携があったことが窺われる。

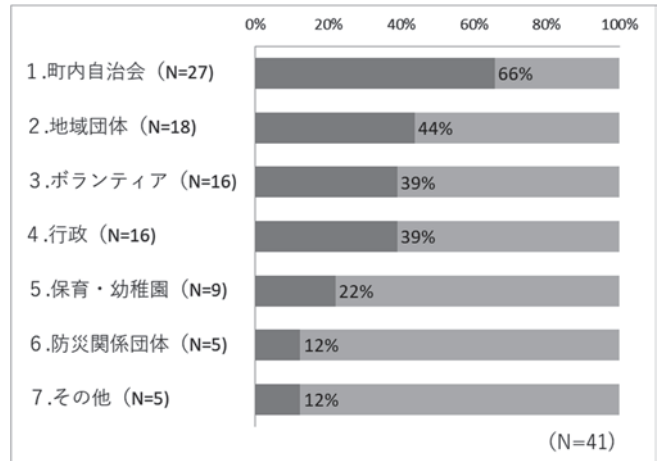


図 10 関係機関の連携先

6 結語

6.1 主任児童委員による要配慮者支援活動の全体像

回答者全員を対象とした 9 指数の実施率を総合すると、「①子ども支援活動の実施」は 68%、「②-1 安否確認」は 50%、「②-2 避難誘導等」は 29%、「②-3 情報伝達」は 60%、「③避難所活動」は 60%、「④水・物資等の配布」は 60%、「⑤その他の生活支援」は 29%、「⑥民生委員との連携」は 70%、「⑦関係機関との連携」は 63%となった（図 11-1）¹¹。「②-2 避難誘導等」と⑤「その他の生活支援」が 3 割弱と低調であったが、それ以外の指標は 50%から 70%の範囲での実施率となっている。

また上記の 9 指数の活動の内、何かしらの災害対応・支援活動を実施していたのは 62 人 (95%) で、実施者 (N=62) の内、9 つの活動 (指数) の一人当たりの活動平均数は 4.96 とほぼ 5 つの活動 (指数) をこなしていたことになり、多様な活動が実施されていたことが窺える。

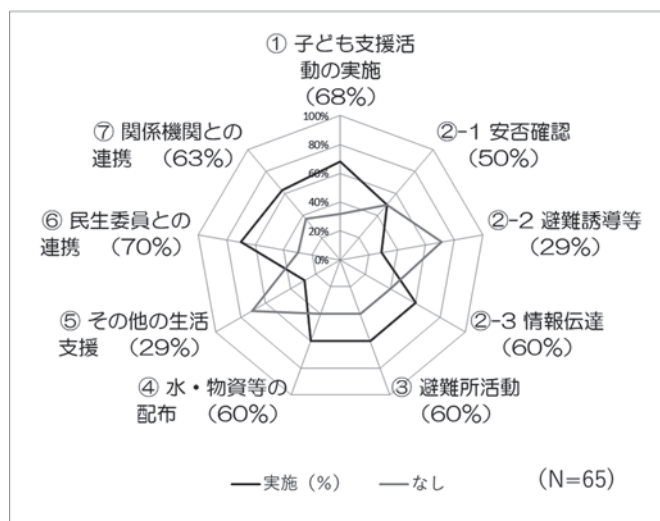


図 11-1 主任児童委員による要配慮者支援の全体像

6.2 主任児童委員の支援実施者の属性傾向

6.2.1 平均年齢

「⑥民生委員との連携」を除く指標で、実施者の平均年齢は高い傾向にあり、全体として概ね高い数値を示した（図 11-2）。特に「②-1 安否確認」が 3 歳、「①子ども支援活動」が 1.9 歳、「⑤その他の生活支援」が 1.6 歳と「なし」と比べて高い。

熊本地震時、在任していた主任児童委員の約 65% が 60 歳未満であったことから家族のケアを優先するケースが想定され、図 11-3 で示した自由回答からの「支援ができなかった理由」（N=45）の集計でも「自身の家族を優先した」との回答が最も多かった（N=14）。これらは災害直後の「安否確認」や、通常活動以外の「子ども支援活動」、家屋の手伝いや細かなニーズに対応する「その他の生活支援」で年齢層が高い層が対応していた背景と考えられる。

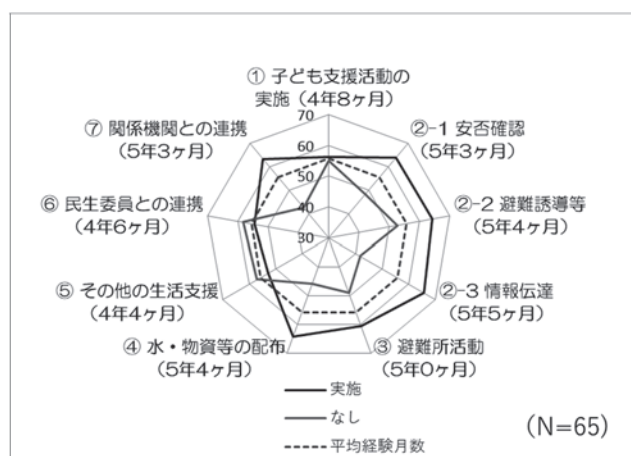


図 11-2 支援実施者（平均年齢）の実施率

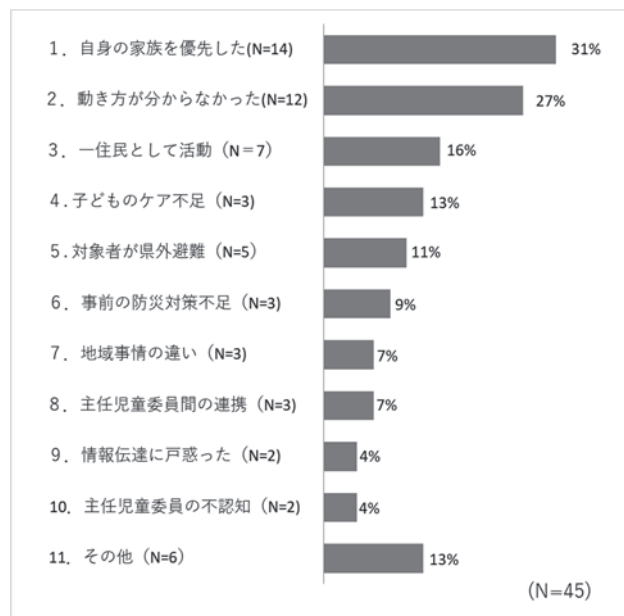


図 11-3 支援ができなかった理由（自由回答：N=45）

6.2.2 平均経験年数

「⑤その他の生活支援」、「⑥民生委員との連携」を除く指標で実施者の平均経験年数が高く、全体として概ね高い数値を示した（図 11-4）。特に④「情報伝達」で 2 年 0 ヶ月、⑦「関係機関との連携」で 1 年 9 ヶ月、③「水・物資等の配布」で 1 年 6 ヶ月が「なし」と比べて長い。

なお「①子ども支援活動」では、「実践 (N=44)」と「なし (N=21)」の平均経験年数ではほぼ相違がなかったのに対して、「実践活動 (N=40)」と「相談活動 (N=16)」に大別した際に「相談活動」実践者の平均経験年月数が「実践活動」のそれよりも 2 年 1 ヶ月も長く、経験が豊富な主任児童委員が災害時の相談活動に大きく寄与したことが予想できる（表 1-2）。

また「子どもの支援活動の遅延」について意識のあった回答者 (N=31) も平均年齢に相違がない中、経験年数は「なし」に比べて 2 年 2 ヶ月ほど長く、経験年数によって問題意識に違いがあったことは明らかといえる（表 3）。

加えて「水・物資等の配布品目」では、水 (53.7 歳：4 年 6 ヶ月)、食料 (54.3 歳：5 年 0 ヶ月)、必要物資 (55.1 歳：5 年 6 ヶ月) と、水、食料、必要物資の順で経験年数が高くなり、平均年齢も高くなっている（表 9-2）。必要物資の配布に際して経験年数の長い主任児童委員が関わっていた点は注目したい。

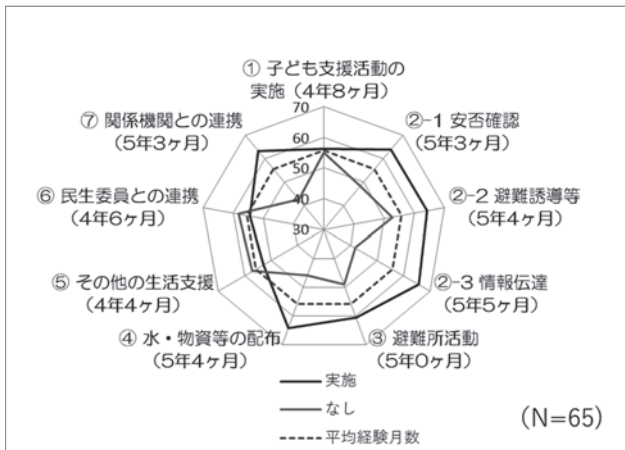


図 11-4 支援実施者（平均経験月数）の実施率

6.3 地域防災対策への示唆

6.3.1 主任児童委員の災害対応・支援活動の総括

アンケートの集計結果及び分析を以下の 6 点に総括する。

- ①熊本地震に際して、熊本市内の主任児童委員の 2/3 以上（68%）が通常活動以外の災害対応・支援活動をしており、特に乳幼児向けの必要物資の配布、情報提供等では一定の役割を果たした。
- ②子ども支援活動のみならず、関係機関との連携で、避難所活動、水・物資等の配布、地域住民への支援活動にも一定程度の貢献があった。
- ③子育てサロン等の活動を通じたネットワークを通じての「情報伝達」では半数以上の経験年数月の長い主任児童委員（60%）が活動をしていた。特に必要物資の情報伝達等で活動されていたことが予想される。
- ④主任児童委員は、民生委員・児童委員に比して年齢が低い傾向にあり、家庭等の事情で災害直後の迅速な地域への災害対応は難しい傾向にあることが確認できた。
- ⑤熊本市の主任児童委員は要援護者名簿等の共有がなく、事前の災害対応指針や準備がない中でも主任児童委員の半数が日常的な関係性をもつ母子や民生委員の協力など、できる範囲で安否確認の活動をしていた。
- ⑥主任児童委員の災害対応や支援の場面における動き方について、校区民児協または地域社会の中で組織的な位置付けがほぼなかった。

6.3.2 主任児童委員の災害対応・支援活動への示唆

前節の総括を受け、今後の災害も視野に入れた主任児童委員の災害対応・支援活動への示唆を考察したい。

平成 19 年に全民児連は「災害時一人も見逃さない運動」を提唱して、各地の単位民児協で、災害時要援護者台帳や災害福祉マップなどの作成を推進した。平成 23 年の東日本大震災では、56 人の民生委員が亡くなるなどの教訓から、委員の安全確保、災害時の委員の役割などの課題を整理し、平成 25 年 4 月、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針（以下、災害指針という。）」を策定した。その後、同年の災害対策基本法の改正に伴い、市町村で避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、その提供先の一つに民生委員があげられたことから、災害指針の第 2 版が発行された。平成 31 年 3 月には、避難行動要支援者名簿の作成がほぼ全市町村で完了した中で、名簿の共有方法や活用方法が課題となったことから、第 3 版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成した。災害指針の名称変更は、民生委員の自らの安全の優先、地域ぐるみの取組の必要性、平常時の取組の重要性から、行政等の関係者にも伝えていくという主旨があったとしている（全国民生委員児童委員連合会, 2019）。

災害指針（第 3 版）には、災害に備える民生委員・児童委員活動の 10 か条が掲げられ、自身・家族の安全優先、無理のない活動、地域住民や地域団体との協働、日常活動の重要性、単位民児協における災害対応方針の決定、要援護者名簿等の保管方法・管理方法の決定、行政との協議での情報共有、支援が必要な人への配慮、社会的孤立の防止、民生委員同士の支えあいが謳われている。

本稿では、熊本地震において、熊本市内の多くの主任児童委員が災害に際して、主任児童委員としての動き方に戸惑いがあったことを確認した。そのことは回答者のほぼ全員が災害対応マニュアルの必要性を回答していたことから明確であろう（図 5-2）。また支援活動ができなかった理由として、「家族の優先」の次に「動き方がわからなかった」があげられている（図 11-3）。これらの背景には、主に①多くの校区民児協で災害時の指針がなかった。②熊本市では災害時要援護者名簿に乳幼児等の対象者の登録がほぼなく、また避難行動要支援者名簿提供についても、各校区民児協が提供に関する覚書の事前締結がなかったため安否確認等の活動に制約があった（熊本市, 2018）。③町内を担当地区にもつ民生委員・児童委員と校区全域の子ども支援を専門とした主任児童委員の活動の性格に違いがあった、があげられる。

以上のことから、熊本地震の経験から熊本市のみならず全国的にも主任児童委員の災害対応・支援活動への示唆として考えられるのは以下の4点である。

①より多くの単位民児協で災害対応方針を作成する。

②災害時要援護者名簿登録者の普及及び避難行動要支援者名簿提供に際した締結を推進、行政との連携も強化する。

③地域防災体制における主任児童委員の参画または役割を明確化する。

④郡・市・区等の民生委員・児童委員の連合組織（任意）における主任児童委員部会等での地域事情に応じた災害方針があればより好ましい。

①では、災害指針（第3版）が示すようにより多くの単位民児協での災害対応方針の作成が、熊本地震からの経験からも熊本市のみならず全国的にも望まれる。

②では、全国の市町村によって状況に違いがあるが災害時要援護者名簿登録者の普及また避難行動要支援者名簿提供に際した協定締結の推進が望まれる。特に熊本市においては前者では乳幼児を含む親等の登録、後者では多くの校区民児協による提供協定の締結が望まれる。ただし避難行動要支援者名簿提供に際した協定締結が進んでいなかった背景には個人情報管理をめぐって民生委員の多くが心理的負担を抱えていて、こうした負担感をどう軽減できるかが課題といえる（加藤, 2018）。災害時における子ども支援の立場からの行政機関との具体的な連携方法に関しても今後の課題といえる。

③では、全国市町村で状況の違いが予想されるが、災害時における子ども支援における主要な主体として、校区民児協や地域防災体制における位置付けが明確にされることで、災害時の乳幼児、子どもを中心とした要配慮者支援に厚みを増すことが期待できる。熊本市では平成29年度の地域防災計画の改定に際して、小学校校区ごとに地域関係者、避難所担当職員、施設管理者で構成される校区防災連絡会が設置され、災害時の避難所運営等の地区災害対策を担うこととなった。子ども支援にかかわる地域関係者として地域事情に通じる主任児童委員の参加が望まれる。

また、今後全国的にも広く普及することが期待される地区防災計画制度^{1,2}を利用した地域防災対策に際しても同様に子ども支援の立場からの参画が望まれる。

④では、災害時における乳幼児や子ども支援の場面では、民生委員・児童委員とは違った主任児童委員の属性や支援対象者、支援内容の違いからの独自の課題も想定され、熊本地震でも同校区の主任児童委員同士の連携が多くみられ、他校区との連携も少なからず見られた（表12-2）。単位民児協ごとの主任児童委員は概ね少人数であるため、そうした課題に対応する主任児童委員に対する災害指針についても単位民児協のみならず、郡・市・区等の連合組織（任意）における主任児童委員部会等で地域事情に応じた災害方針があることで災害時の主任児童委員の不安を解消させる効果は大きいと予想される。これらは地域事情に応じた柔軟な作成が望まれるが、何かしらの方針があることで主任児童委員同士のつながりも意識され、より安心感を醸成させるようにも予想される。

これら4つの示唆において留意すべきは災害時に主任児童委員が最優先すべきは自身、家族の安全確保等であることは言うまでもなく、主任児童委員としての活動が心理的または行動的な拘束を促すようなものであってはいけないことは改めて強調したい。

6.4 本論の成果と課題

本論の成果として、先行研究等でも検討してきたように災害時に子ども支援がややもすれば後回しになる傾向にあって、熊本地震に際して熊本市内の主任児童委員が通常活動以外の「子ども支援活動」に全委員の約3分の2が関与していたことを確認できた点である。その活動の約3分の2が必要物資の配布であり、乳幼児等の必要物資の「情報伝達」の場面でも中心的に活動をしていた。このことから熊本地震の事例では災害時における子ども支援に際して、主に必要物資の配布や情報伝達において主任児童委員が果たしている地域社会の役割は大きかったと推測される。

一方で、災害時における主任児童委員の役割について校区民児協または地域社会の中で組織的な位置付けがほぼなかった中で多くの主任児童委員がその動き方について困惑していたことも確認した。今後こうした課題に対して、単位民児協、地域防災体制のみならず、行政、民児協の連合組織内における連携方法等の周知の必要性を提起した。

上記の成果を踏まえて、本論では紙面の制約等で考察しきれなかった課題について以下の2点に集約したい。

①平時における主任児童委員活動と行政との連携、子育て支援ネットワークなどの地域社会との関係性が、どのよ

うに災害対応・支援活動に影響を及ぼしていたかについての分析が及ばなかった。

②熊本市内における校区の人口構成の違いによって、主任児童委員による平時の活動や災害時の対応・支援活動に大きな相違があった¹³。

これらは本稿の目的と関連する課題であり、今後の子ども支援の文脈における日常的なコミュニティ活動や防災のみならずコミュニティ政策との関連性で多くの示唆を含むものと予想される。今後の課題としたい。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、アンケート調査にご協力いただいた熊本市内の主任児童委員の皆様には深く感謝申し上げます。また熊本市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会役員のみなさまにはアンケート実施にあたって項目内容などを検討していただいた。特に津地尚文部会長には、事前にご相談を受けていただき、市内の主任児童委員の状況等についても多くのご教示をいただいた。あわせて熊本市健康福祉政策課には熊本市内の主任児童委員に関わる資料提供をいただいた。皆様には心より感謝の意を表したい。

¹ 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員である民生委員・児童委員の一部は、「主任児童委員」として指名される。子どもや子育てに関する支援を専門として、担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組む。

² 災害対策基本法第8条第2項15号により「高齢者、障害乳幼児その他特に配慮を要する者」とされており、熊本市地域防災計画では、「要配慮者」を「災害の危険にさらされたとき、最も危険なのは高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人」と定義して、以下に掲げている。①高齢者、②視覚障がい者、③聴覚・言語障がい者、④肢体不自由者、⑤内部障がい者、⑥知的障がい者、⑦発達障がい者、⑧精神障がい者、⑨難病患者等、⑩乳幼児、⑪妊産婦、⑫外国人等、⑬災害時負傷者、⑭災害孤児等、⑮地理に不案内な旅行者等。

³ 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員として、地域福祉の精神を持って常に住民の立場に立ち「身近な相談相手」として、担当地区を持ち、随時必要な支援や見守りを行うなど、地域福祉の推進等の役割をもって児童福祉法に基づき児童委員も兼任する。給与は無くボランティアとして活動する。任期は3年で全国一斉に改選を行う。委員の定数は市町村による人口規模等の考慮から定められている。熊本市は、平成28年12月の改選時で1,452人となっている。

⁴ 民生委員法第20条で規定されている「法定単位民児協」を指す。市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」で全国に10,880団体ある。主任児童委員は各法定単位民児協に所属することとなっている。ちなみに熊本市では小学校区を基本単位として設置されている。なお、郡、市、区（東京都、指定都市）単位ごとに法定単位民児協の連合組織（任意）が全国に1,053団体あり、さらに都道府県・指定都市別の連合組織が67団体ある。全国民生委員児童委員連合会はこれら都道府県・指定都市民児協の連合組織となっている。（団体数は平成24年度。）

（参考文献・資料）

- (1) 安斉芳高（2001）「主任児童委員制度創設をめぐる経緯と今日的課題」『子ども家庭福祉学』第1号, pp. 39-46
- (2) 加藤壮一郎（2018）「平成28年熊本地震における民生委員・児童委員の要配慮者支援～熊本市東区での災害対応・支援の実態～」『熊本都市政策』第5号, pp. 38-56
- (3) 熊本市（2018）『平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌』p. 131
- (4) 全国民生委員児童委員連合会（2016）『東日本大震災地における子育て家庭をめぐる課題と主任児童委員活動 調査結果（概要）』
- (5) 全国民生委員児童委員連合会（2019）『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する方針～民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版』

⁵ 平成30年8月1日時点。

⁶ 加藤（2018）p. 52において、東区の主任児童委員の災害対応・支援活動の概要について分析している。

⁷ 「熊本市避難行動要支援者支援計画」では支援活動の3類型について、「安否確認」では「電話、個別訪問又は避難場所での避難行動要支援者の状況確認」、「避難誘導」では「指定避難所等の安全な場所への移動支援」、「情報伝達」では「要支援者への避難準備情報等の情報提供および避難支援活動において得られた情報の市への報告」と説明している。

⁸ 熊本地震時に在任していた熊本市内の主任児童委員は141名（定員146名、欠員5名）であった。

⁹ 名前、就任年月、連絡先（任意）の基本項目に加え、主任児童委員の日常活動に関する質問項目を加えた。以下、原文。

（1）主任児童委員の日常活動について

①校区での主任児童委員の日常活動について教えてください。〔子育てサロン（月回数、参加人数、活動場所、活動内容）、その他の活動、地域の子ども会や自治会等と交流〕②校区内の民生委員・児童委員との連携内容について教えてください。また連携に際しての課題（悩み）についても教えてください。

（2）災害対応について

①地震以前に災害対応にかかわる主任児童委員としての何かしらの周知、または校区民児協などによる災害対応の方針などはありましたか？②事前に災害対応の周知、マニュアルなどがあったほうがいいと思いますか？③熊本地震のときには、日常的な支援対象者である乳幼児（親）、または要配慮者（高齢者、障がい者等）の安否確認はされましたか？④どのタイミングで安否確認されましたか？（前震時、本震当日、本震翌日以降）⑤どなたかの避難の支援をしましたか？（支援対象者、日時、避難場所、避難手段）、⑥避難所での避難情報や物資の情報などを支援者に伝えましたか？（避難情報、物資関連、その他）、⑦支援対象者から災害対

応に関する相談をうけましたか？（相談者、相談内容）

（3）被災者の支援について

①避難所活動には参加しましたか？（運営、炊き出し、避難所の場所）②水や物資などを在宅避難している被災者などに配りましたか？（配布物：水、食料、必要物資）（配布対象者：乳幼児等、高齢者、障がい者、地域住民、その他）③水や物資などは、どこから配りましたか？（指定避難所、指定外避難所、その他）④水や物資などの配布期間について教えてください。⑤その他の生活支援をやりましたか？（家屋内の片付け・整理、ブロック塀の撤去、その他内容）⑥「その他の生活支援」では自分が実施するだけでなく、ボランティアなどにも紹介しましたか？（紹介先）

（4）民生委員、各種団体等との連携について

①民生委員・主任児童委員との連携はありましたか？（同じ校区の主任児童委員、同じ校区の民児協会長、同じ町内の民生委員、その他）②町内自治会との連携はありましたか？（所属町内自治会、校区内の町内自治会、校区自治協議会）③他の地域団体との連携はありましたか？（団体名、内容）④ボランティアとの連携はありましたか？（個人・団体、内容）⑤市役所との連携はありましたか？（部署、内容）⑥他の関係機関との連携はありましたか？（機関名、内容）

（5）校区での取り組み

①通常の主任児童委員の活動を再開したのはいつ頃ですか？

（4/14日～4/24、4/25～5/8、5/9～：活動内容）②校区内で、乳幼児、児童等の災害支援にかかわる実践などがありましたら、その経緯や状況についてお書きください。③全国的にも災害時は子どもの支援活動が他の災害支援活動よりも後回しになる事が多いといわれています。同じように感じたことはありましたか？④支援活動（例：子どもの遊び場づくりなど）をしようとしたが、うまくいかなかったことなどありましたか？もしありましたら、そ

の経緯や理由などをお書きください。⑤地震後の（または地震をきっかけとして）現在も継続されている乳幼児、児童支援にかかわる実践などがありましたら、自由にご回答ください。

（6）自由回答

主任児童委員として災害対応・支援活動等とおして、他に伝えたいこと、個人的に思うこと、悩まれたこと等、自由にご回答ください。以上。

¹⁰ ここでは「配布開始時期」と「配布終了時期」双方ともに回答している者を有効回答者とした。

¹¹ 参考までに加藤（2018）による熊本市東区の民生委員

（N=118）の要配慮者支援と比較すれば、「安否確認」の実施率は民生委員の94%と比べ半減している。災害時要援護者名簿への乳幼児等の登録者がなかったため、主任児童委員は自分が確認できる範囲での活動にとどまったことが予想される。同様に「関係機関との連携」（民生委員89%）「その他の生活支援」（民生委員55%）と比べて実施率は大きく下回っていた。一方で「情報伝達」では主任児童委員が60%と民生委員（38%）を大きく上回っている。「情報伝達」の内容の約9割が「物資関連」で、特に乳幼児向けの必要物資も含めた情報伝達に寄与していたことが推測される。

¹² 平成25年の災害対策基本法改正で、地域コミュニティの共助による防災活動の観点から制度化された。市町村内の一定の地区の居住者や事業者（地区居住者）が共同して、当該地区の自発的な防災活動の計画を実施する。

¹³ 自由回答等からの質的分析を試みるために2018年11月30日に画図校区、12月3日に城東校区、12月5日に北部東校区、12月6日に高橋校区、12月20日に田迎西校区の主任児童委員の代表にヒアリングを実施した。ご協力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。